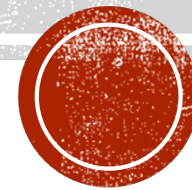


国際法学会2025年度研究大会

第9分科会「日本における国際法教育のあゆみ——共省、そして協働へ」

日本の国際法教育の軌跡

高等教育制度の発展と歴史的文脈に即して

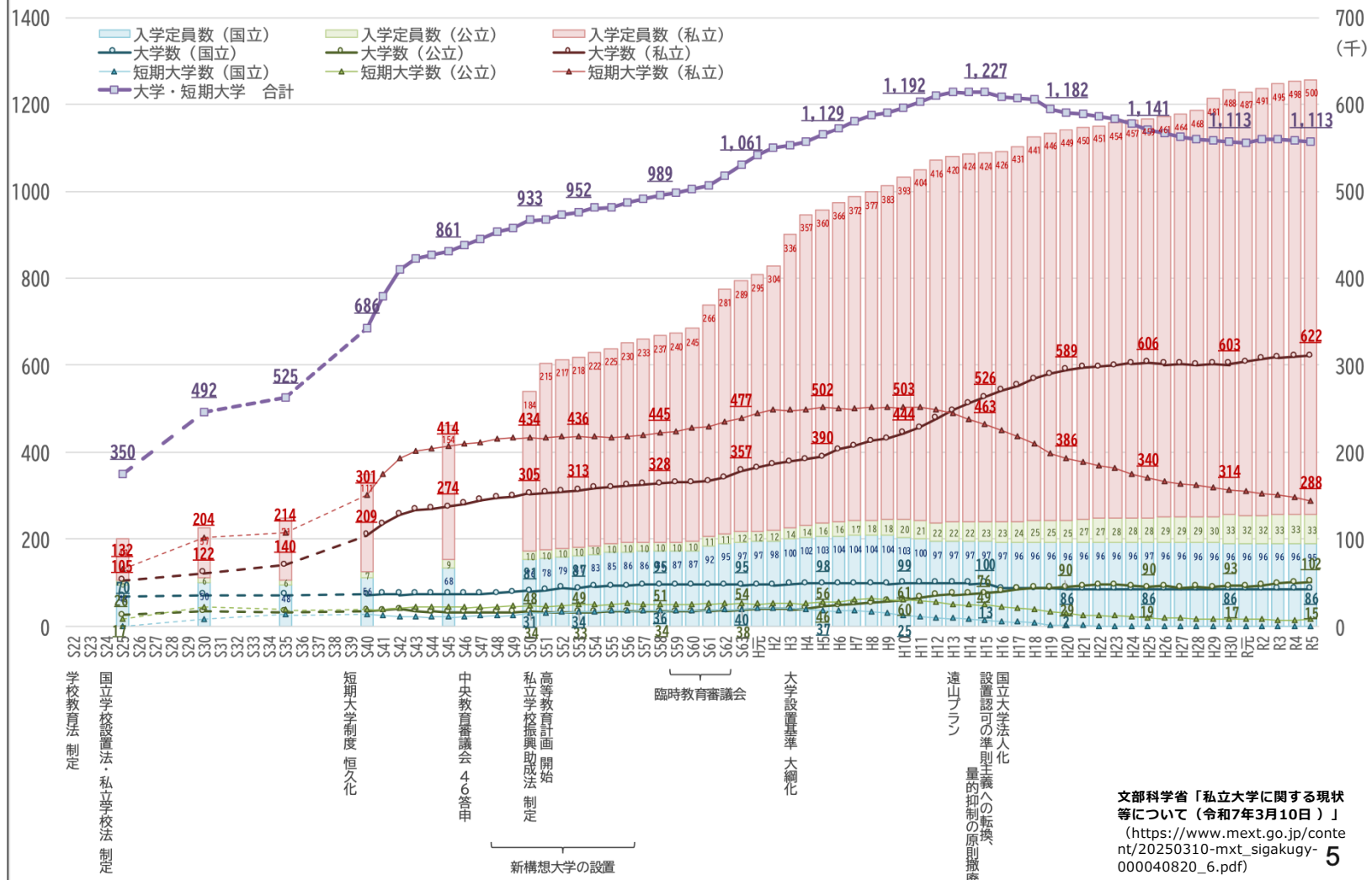


2025年8月26日（火）

小栗寛史（慶應義塾大学大学院法務研究科准教授）

oguri-h@keio.jp

設置者別 大学・短期大学数及び大学入学定員数の推移



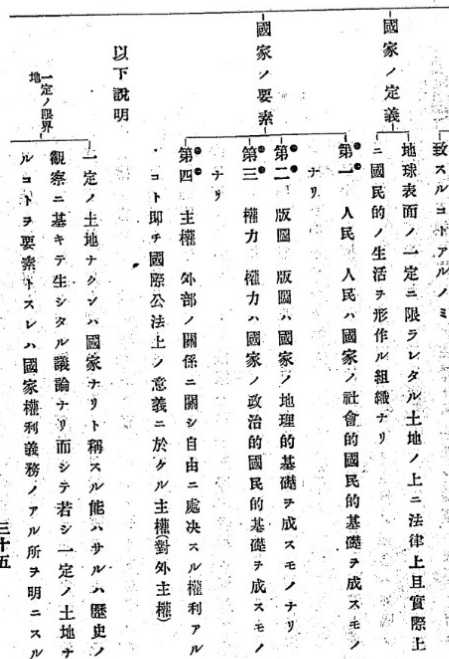
森惣之祐 著『国際
公法図説』,東華
堂,1897年. 国立国会
図書館デジタルコレ
クション
[https://dl.ndl.go.jp/
pid/798173](https://dl.ndl.go.jp/pid/798173) (参照
2025-08-17)

本論

第一篇 國際公法ノ主體

第一章 國際公法主體ノ本質

國際公法上ノ關係ニ於テ權利義務ノ主幹トナルヲ得ヘキモノハ獨リ國家ニ限レリ然レトモ國際公法ノ圓轄ニ入りタル國家ト然ラサル國家トハ大ニ權利義務ヲ異ニスルモノアリ國家ハ自ラ國家タルノ要素ヲ具備シ盡セルモ他ノ國家カ之ヲ國家ナリト認メサレハ其國ニ對シテ國際公法上ノ主幹タル行為ヲナスモ實効ヲ奏セス又國際圓轄ニ加ハラザルトキハ圓轄諸國ニ對シテ圓轄ニ於テ定メタル國際公法上ノ權利ヲ得義務ヲ負フコト能ハス只時トシテ偶然兩國或ハ數國ノ關係ニ於テ國際公法ト一ノ原則ト相一



序

我明治大學校友關實君、頃者^{戰時國民の}心得べき**國際法の話**ナル一書ヲ著シ、序ヲ余ニ需ム。之ヲ一讀スルニ、筆ヲ日露戰爭ノ發端ニ起シ、戰爭法ノ原則ヲ説明シ、戰爭終了ヲ以テ結ブ。其間幾多ノ實際問題ヲ掲ゲテ、原則ノ適用ヲ明カニセリ。其二三ヲ舉グレバ、日露戰爭ノ開戰期、ムクデン號、ロシヤ號等露船拿捕ノ正否、マンジュール號事件、朝鮮ヘ陸兵上陸ノ可否等是ナリ。而シテ文體言文一致ヲ用ニ、讀者ヲシテ解シ易カラシム。著者ノ用意周到ナリト云フベシ。今ヤ國民舉テ戰爭ノ勝敗ニノミ熱中シ、戰鬪行爲ノ正否ニ遑リ研究スルモノ尠ナシ。蓋之ヲ研究スベキ國民的教科書ナキコト亦其一因タラズンバアラズ。惟フニ戰鬪行爲ノ正否ハ國家ノ光榮、信用及ヒ勢力ニ關係アルハ勿論ニシテ、國民タルモノ之ヲ

忽諸ニ附スベキニ非ズ。而シテ本書ハ實ニ其需要ヲ充スモノ、國民ハ之ニ依リテ以テ戰爭法ノ原理原則ヲ知り、其義務ヲ盡クスコトヲ怠ラザルベキハ余ノ疑ハザル所ナリ。

明治三十七年四月

岸 本 辰 雄

凡 例

- 一 本書の目的は一般國民をして戰爭法大体の原理原則を知らしむるにあるを以て簡易を旨とし難雜を避けたリ
- 一 日露戰爭開始以來日尙ほ淺く從て國際法上の疑問とすべき實例至りて尠なし余の聞知せるものは殆んど漏れなく各章節の下に説明せしと雖とも物足らぬ感あるは止を得ざることなり戰爭の進行と共に他日の増補を期す
- 一 國際法は余の最も好んで研究する所なり書中誤謬の點は指教を賜はり不明の點は質問あらんことを切望す
- 一 本書を爲すに當り参考とせるは高橋博士著戰時國際公法、有賀博士著戰時國際公法及寺尾博士大學講義戰時國際法



田岡良一・田畑茂二郎『国際法講話』（高桐書院、1948年）はしがき

本書は、現下の我國民にとつて最も重要な問題の一つである国際法の知識を、廣く一般人に分ちたいという念願の下に執筆したものである。従つて叙述は出来るだけ平易にし、或は事例を挙げ、或は法規を生んだ政治的・社会的環境を説明して法規成立の由来を明かにして、理解の便を計ることに留意した。そのため若干のトピックスについては普通の国際法教科書になされる以上に多くの筆を費やした結果、本書の中に、通例教科書に掲げられる制度及び法規を悉く網羅することは不可能になつた。恐らく本書は、従来の小型教科書に往々見られるサブ・ノートの役割、即ち學校の講義又は教科書の要點拔萃の役割を満すためには、不完全の非難を免れないであろうと思う。しかし之は本書の第一の目的が他にあつたからであり、讀者に「国際法とは如何なるものか」を傳えるのに基本的な重要さをもつ諸問題は、概ねこの小冊子の中に収録し得た積りである。

就中、國際連合の組織及び構限、信託統治、國際連合による國際紛争の平和的解決及び強制的處理、トリエステ自由地域等について、この小冊子としては不釣合なほど多くの紙面を費した嫌いがあるが、それは之等の問題の法律的理解を廣めることが、目下の我国に於いて喫緊事であると信じたからに外ならぬ。

ただ著者等の淺學と不文とが、右に述べた本書の目的を、十分に實現し得なかつたことを惧れて居るが、たとえ聊かなりとも国際法の知識の普及に貢献することが出来れば、著者等の望外の幸福である。



小谷鶴次『教養国際法』（有斐閣、1959年）はしがき

新制大学における専門課程の年限短縮によって旧制大学のような講義の実施は不可能になっている。しかし、予習復習に重点をおくべき現行制度においては、その運用如何により、旧制におけると同様の成果を挙げることが不可能ではない。この意味において、予習や復習に重きをおく教材が講義用の教科書とは別に設けられることも、その必要がないとはいえないであろう。拙著「国際法学要綱」に基いて行われる講義のいわば副読本として、右のような効果を期待しようというのが、本書の目的とするところである。

たまたま、著者が今までに必ずしも専門的ではないものとして、「外交時報」「海上保安研究」「世界とわれら」その他の雑誌等に寄稿したものや、未発表に終わったものをふり返って見ると、或程度において右の目的を果し得るように思われる。そこで、とりあえず旧稿に多少の手を加え、「国際法一般と海洋」「現状変更と戦争」「国際組織」の三部にまとめて、国際法の理論と実際、一般問題と特殊問題、現状と新傾向を概観することにしたわけである。ただ、副読本という意味で、「国際法学要綱」に掲載してない試験問題を巻末に付記した。

けれども、右のような意図と内容は本書を聴講学生の専用にするものではない。副読本として学生の自習用に供するとすれば、一般の人々にとっても自習書として使えるであろう。又、内容が各章それぞれ独立のものとしてあるので、一般の人々はどこからでも読めるわけである。何れにしても、自習書として役立てるために旧稿のところどころをやさしく書き改めるように努めたのであるが、新たに書き下す程の余裕もないので、なお難解のところがあるかと思っている。それにもかかわらず、我が国の一般の人々はもとよりのこと、法律家といわれる人々でさえも、国際法に対して必ずしも正確な理解をもっているものではないという印象を受ける機会に接しているだけに、本書が少しでも日本国民の国際法に対する認識に裨益することが出来れば、望外の喜びといわねばならない。



太寿堂鼎・波多野里望（編）『ワークブック国際法』（有斐閣、1980年） まえがき

第二次大戦後、国際法の研究はますます先例を重んじるようになってきた。これは、現実の外交交渉や国際裁判においては、いかに高速な学説であっても、それが実定的な国際法規の基礎となる国際先例に基づいた議論でなければ、相手国や裁判所を十分に説得することはできないからである。

このため、わが国においても各種の判例研究やケースブックが出版されるようになり、大学教育や外交実務において利用されている。しかし、せっかくの先例集も、それを活用する工夫がなければ、ただ読み流されてしまうおそれがある。

大学教育においては、伝統的な講義方法により、まず国際法の内容や枠組や制度を体系的に認識することが必要であるが、それだけでは学生の態度は受動的になりがちであり、丸暗記的な学習の結果、試験が終れば覚えたものもすぐに忘れてしまうということにもなりかねない。そのため、講義や教科書で学んだ知識を実際に応用してみる習練を経なければ、国際法の知識だけでなく、法学的な思考方法が身につかないと思われる。また、そういう習練によってこそ、将来、未知の問題に遭遇した場合、これを打開する能力が涵養されるというべきである。本書は、そのような習練の手がかりになることをめざして、編まれたものである。

